

【裏面あり】

(裏)

5 添付書類

- (1) 確定申告書等（令和6年度分）
- (2) 振込指定口座の通帳の写
- (3) その他市長が必要と認

添付書類は、原則(1)及び(2)となります。

※(1)の令和6年中の農業収入が確認できる書類は、
青色申告決算書（農業所得用）・収支内訳書・市県民税申告書等
となります。

誓 約 ・ 同 意 事 項

私は、山武市農業資材等物価高騰対策支

を行うに当たり、下記の事項について誓約
当該支援金を返還することとなっても、異議は一切申し立てません。

必ず「誓約・同意事項」をご確認ください。

- (1) 市税の未納がなく、支援金の各支給要件全てに該当します。
- (2) 支援金の支給要件の該当性等を審査するため、山武市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、山武市において支給決定をした後は、支援金の請求書として取り扱います。
- (5) 山武市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和 年 月 日までに、山武市が申請・受給者に連絡・確認できない場合には、山武市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 支援金の支給後、支援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受給した支援金を返還します。
- (7) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - ・暴力団（山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - ・暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者
- (8) 山武市暴力団排除条例の趣旨に基づき、山武市が暴力団排除に必要な場合には、千葉県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。